

## 統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会（第9回）議事録

1 日時 平成18年11月28日（火）14時00分から16時10分

2 場所 総務省統計局 6階特別会議室

3 出席者

構成員：竹内啓座長、大橋豊彦委員、小川直宏委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡史雄委員、松島洋専門委員、遠藤了専門委員代理

総務省：衛藤英達統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、千野雅人経済統計課長

4 議題

- (1) 地方公共団体との調整状況について
- (2) 試験調査の結果について（中間報告）
- (3) 世帯を対象とする意識調査の結果について
- (4) 基準・条件について
- (5) その他

5 配布資料

- (1) 個人企業に関する経済調査（試験調査）の調査票の回収状況について
- (2) 労働力調査に関する意識調査の結果について
- (3) 総務省所管の指定統計調査における民間開放の基準・条件

6 議事録

竹内座長 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

きょうから専門委員としてお二人の方に加わっていただくことになりましたので、ご紹介をお願いします。

飯島課長 いろいろ専門的な見地からご意見を頂戴したいということで、座長と相談いたし

まして、お二方の専門委員にご参加いただくことになりました。

まず、弁護士の松島洋さんでいらっしゃいます。

それから、太陽A S G監査法人総括代表社員の梶川融さんをお願いすることになりましたけれども、本日はご欠席ということで、代理の遠藤了さんに来ていただいております。

竹内座長 よろしくお願いたします。

今日の議題は、またたくさんあるのですが、地方公共団体との調整状況について、試験調査の結果について、世帯を対象とする意識調査の結果について、民間委託、民間開放の場合の基準・条件について、その他とありますが、その他の中には指定統計調査の来年の計画といううなものも含まれております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

飯島課長 まず議題の第1ということで、地方公共団体との調整状況につきましてご報告をさせていただきます。

資料ですが、恐縮ですが、「委員限り」という形で委員の先生方のお手元には配らせていただきました。「都道府県照会結果の暫定の概要版」と頭に書いてあるペーパーでございます。

前回の研究会で、都道府県を集めた会議の様態を簡単にご報告申し上げましたけれども、都道府県と、それから都道府県を通じて傘下の市区町村には簡単なアンケートのような形で意見照会をした結果を取りまとめたペーパーをお配りしています。最初の2枚が都道府県からの意見を取りまとめたもの、次の2枚が市区町村からの意見を取りまとめたものです。

簡単に中身をご紹介しますと、民間事業者の活用により効率化が可能と考えられる事務につきましては、各都道府県からいろいろと民間事業者の活用による効率化は可能という回答はいただいております。総合的に見ますと、都道府県において実施している事務のほぼすべてについて、効率化可能というような回答はいただいております。

ただ、一方で、苦情処理や入札に係る事務、民間事業者の管理等の事務量増加と、こういったことを理由に、効率化できる事務はないという回答も結構見られております。

それから、2つ目ですが、民間委託した場合の効果あるいは心配な点ということですが、期待できる効果ということでは、現在、都道府県が行っている事務として、例えば調査員の任命や指導、照会対応、こういったものも省力化が可能であること。それから、民間事業者の育成、発注する行政側におけるノウハウの蓄積といったようなものも期待できること。それから、5年周期の大規模調査ですと、一時的に大きな負担がかかるわけですが、そういった事務、例え

ば調査員確保等が大幅に軽減されるといったようなものが期待される効果としては考えられるということで、回答をいただいております。

ただ、一方で心配される点といたしましては、一定レベルの能力を持つ民間事業者が継続的に確保できるかどうか、あるいは民間に委託することによって個人情報の漏えい、調査結果の不正使用、あるいは調査自体の不正といったもの、さらに回収率の低下といったようなものが心配されるという回答があります。また、5年周期の大規模調査について、民間委託したとしても、民間事業者の経常的な事業展開が可能かどうかというような点も指摘されています。

3つ目として、民間事業者の活用全体についてどのように考えるかという点については、「ぜひ検討したい」が3県、「検討してもよい」が23県、「今のところ検討する考えはない」が18県、「全く検討する考えはない」が1県、無回答が2県と、単純に4段階で回答いただいたということで、都道府県によってはいろいろ条件付きの回答をいただいているものもあります。

それから、次のページですが、民間事業者を活用した効率化のために、今の制度について改善すべき点があるかどうかということで、1つは、効率化の効果を上げるために、統計局の調査だけでなく、各省の調査でも民間開放を検討すべきであること。それから、民間開放を検討する前に、現行の調査方法の見直しを検討する必要がある、先決であるという意見もあります。

また、そもそも民間開放は国が検討すべき課題であって、可能な限り法定受託事務を国に引き揚げて、一括して、あるいはブロック単位に分けて発注する方策を探るべきであるという意見もあります。

また、最後に5番といたしまして、総務省でまとめた計画、さらに統計調査の民間開放全般に関する意見・要望ということについて列挙しております。

試験調査の結果を十分に検証して、その内容を踏まえる必要がある。地方統計機構や登録調査員制度に関する今後のビジョンを示す必要がある。登録調査員の知識・経験を生かせる仕組みが必要である。現行の委託費の大半を占める調査員報酬、これは低額であるけれども、現行のその経費の範囲内で参入する業者が存在するのか疑問である。民間開放を行う地域とそうでない地域で精度のばらつき、調査対象からの不信感が生じないように、国による指針が必要である。入札・契約等の事務、あるいは苦情への対応といったものを考えると、十分な効率化は難しいのではないかと。入札・契約等に係る基準・条件、また統計専任職員配置費や委託費の措置方針について、早期の具体化を望む。それから、特に今年度内の事務処理特例条例策定はスケジュールに困難であること。準備のための十分な時間的な余裕が必要であること。これは特

に19年の周期調査を実施するに当たっては、今年度内に事務処理特例条例が必要であるということの説明したことに対して、このような意見をいただいております。

以上が都道府県からの主な意見です。次に市区町村からいただいた意見を同じように統計局でまとめたものです。原則として人口10万人以上の市区に対して、都道府県を通じて照会をお願いしたわけですが、都道府県によっては、人口10万未満の市区町村に対しても自主的に照会をしたケースがありまして、結果的に531の市区町村から回答をいただいております。

質問の内容は、都道府県に対するものとほぼ同じです。ほとんど都道府県からの意見と重複しているものが多いですが、都道府県との役割分担の話、あるいは受け皿となる民間事業者の不足を心配する意見、これがやや多かったという点が異なっている点であろうかと思えます。

例えば、最後の4ページ目になりますが、可能な限り、法定受託事務を国または都道府県に引き揚げて、一括発注する方策を探るべきという意見があります。

また、5番のところですと、小規模な市町村ではスケールメリットが働かないのではないかと。それから、民間事業者が適切に調査を行えなかった際やトラブル発生時のために、責任の所在を明確にすべきという意見をいただいております。

それから、3番の民間事業者の活用全般についてどのように考えるかについて、これも都道府県と同様に4つの選択肢を示しまして照会をした結果は、「ぜひ検討したい」が54市町村、「検討してもよい」が230市町村、「今のところ検討する考えはない」が226市町村、「全く検討する考えはない」が9市町村、無回答が12市町村という状況になっております。

資料の概要は以上でございます。

この回答と並行いたしまして、先週まで全国6ブロックに分けて、都道府県の統計主管課長会議を実施しまして、その場でも、意見交換を行っております。

また、19年の周期調査を具体的に実施する市町村があるかどうかにつきましては、現在、可能性のある地方公共団体と個別に相談をしているという状況でございます。

いろいろな形で都道府県あるいは市区町村の方から意見をいただいておりますので、ある程度類型化をして、どういう方向で対応していくか、早急に詰めてまいりたいと思っております。

議題1の説明は以上でございます。

竹内座長 何かご質問あるいはご意見はございますか。

どうぞ。

小川委員 、都道府県にしても、市区町村にしても、民間事業者の活用全般についてどのように考えるかについて、意見が二分しているようです。全体的に見た場合に、「ぜひ検討した

い」とか「検討してもよい」というポジティブなところは、一般的な傾向というのは見られるのでしょうか。それともばらばらですか。都道府県の間とか市町村の間で、どういうところが割り方前向きに考えてみたいという、そういった傾向みたいなものは見られましたか。

飯島課長 特に地域とか規模別に見て、特徴的な回答はないように思えました。

竹内座長 どうぞ。

大橋委員 私の感想を申し上げれば、都道府県、市町村とも、「検討してもよい」というのが「検討する考えはない」ものに比べて上回っているということで、自分が思っていた、当初予想していたよりは、相当やる気のあるところが都道府県、市町村にあるなというのが私の率直な感想です。

2つほど質問させていただきたいのですが、都道府県の回答に調査員の報酬は低額である。昔、自分も会計課長をやったときに、調査員の報酬というのは、主計局の統一査定だったような感じがしますが、今でもそういう状況で、一体幾らになっているのか、その水準がわかれば教えていただきたい。それが1つ。

それから、市町村の回答の最後のページに、責任の所在を明確にすべきだと。これは何を意味しているのか、よくわからないのですが、どういうことですか。

通常、責任というと、損害賠償責任というようなこと、国賠法とかいう法律があって、その責任というように一般的にはとるのですが、どうもそうではないような意味にとっていますけれども、この責任というのはどういうふうに理解すればよろしいのか教えていただきたい。

竹内座長 どうぞ、お答えください。

飯島課長 最初の質問ですが、統一の要求の単価で予算要求しておりますが、実際に支払われます調査員報酬は、1日当たりの単価に各調査の特性に応じて稼働日数、この調査ですと何日分の仕事があるというのを掛け合わせた結果として、調査員報酬が出てまいりますので、調査によってさまざまでございます。

竹内座長 今、その1日単価って幾らですか。

事務局 正確な金額が今手元にございませんで、後でその点はお答えしたいと思います。

飯島課長 もう一つ、市町村からの意見の方の責任の所在ですが、これも市町村から紙で来ているものを集約しただけで、我々の方も真意は完全には把握できないのですが、民間事業者を実施させて、例えば万一その統計がとれなくなったような場合に、だれが責任を負うのかというようなことで、それは市町村の責任になるのか、都道府県の責任になるのか、国の責任になるのか、恐らくそういうのを気にしているのではないかと思います。

竹内座長 それで、そういう質問に対する答えはどういうことになるのですか。

つまり、それは後の方でもちょっと問題があると思うのですが、いわゆる問題が起こったときに、一体だれに責任があるのでしょうか。基本的には、多分これは発注したところに責任があるはずですね。契約したところ。ただ、それがどの主体なのか。例えば、それで市町村で民間に出したら、市町村に全部責任があって、県や国に責任ないのかという話だと思うのですが、その辺は多分明確にしておく必要はあると思いますから、それは基準・条件についての関係もあると思います。

衛藤局長 責任といっても、もちろん国の実査、公表までの責任の話と、それから地方は地方で、県なり市町村なり実査の責任がございます。本件についていえば実査の話なので、それはまさにこれからのご議論にさせていただく話ではないかと思います。

大橋委員 私の今まで学んだ知識で言えば、委託というものは、最終的にはやはり国、委託した国が最終的な責任を負わなければならないというのが、法制度上の建前だと思います。

竹内座長 つまり都道府県や市町村の委任事務であっても、国の方に責任があると。

衛藤局長 行政責任ですね。

新村委員 法的受託事務を遂行する責任は自治体にあるわけですよね。そのやり方が、民間に委託するか、自分たちでやるかというオプションがあるだけですから、法定受託事務に関する責任は自治体にあるのですか。契約主体とすれば。

国にあるというのは、この統計をつくるものはあると思いますけれども、その事務に関しては、自治体が持たないとおかしいと思います。

大橋委員 最終的という言葉をつけたはずで、当然受託した限りにおいては、その受託者が負わなければならない責任もあると思います。

新村委員 その部分は、民間に委託しようが、自分たちがやろうが、同じ。

大橋委員 同じです。

竹内座長 民間でトラブルが起こったら、それは民間委託したところが責任ある。

それと、もっと最終的な国民に対しての責任という意味では、それは二重になっているわけでしょう。

新村委員 いいですか。ちょっと今のご説明に関連して、大橋先生が思ったよりも前向きだとおっしゃったのですが、まだ処理・規則は全くこれから議論するわけで、何にも決まってない段階なので、どこまで説明になったかということと関連すると思います。

今、自治体の方は、やはり財政難の折から、民営化して、何とか効率化したいという意欲が

高いということはこれからわかるのですが、これから議論しようとするリスト、例えばモニタリングをこうしなさい、そして責任は今まで同じですというようなことまでご説明なさったのかどうかということ、私はちょっと知りたくて、そういうことを前提として、これだけ半数の方がやりたいとおっしゃっているのか、それとも漠として、民営化というのはやっぱり一つのオプションだから、検討してみたいとおっしゃっていて、詳細を知らないのか。

今日のこの資料ですかね、これの後ろの方についておりますリストを見ると、かなり自治体のやることありますよね。ここまでは一応ご説明になったのかどうか、その辺を教えていただきたい。

舟岡委員 それと関連してよろしいですか。

この回答者は、組織内で検討した結果として回答したのか、それとも責任ある課長とか、相応のポジションにある人が回答したのか、それとも単なる窓口が回答したのか、その状況はどうなのでしょうか。あわせてお願いします。

飯島課長 まず、後の方のご質問から答えさせていただきますと、ちょっとこれは我々の方は正確にはわからない。どこまでの意思決定に基づいたものかわかりませんが、恐らく統計主管課の中では、一応上まで上げた上で、文書で回答をもらっているのではないかと思います。

ただ、その地方公共団体の中でどこまで上げているのか。統計課のほかに、恐らく行革担当部局とかいろいろありますけれども、そこは必ずしもすり合わせているものではないのではないかなという気はしております。

最初の方のご指摘で、比較的前向きな回答が多いというようなご指摘もありまして、数字の上からは、ごらんいただいているとおりでありますけれども、ちょっと先ほども申しましたが、いろいろ条件、これは単純に4段階で聞いているのですが、ほかのいろいろな回答項目から見ますと、やはりいろいろな条件を前提に置いて、こういう回答になっているというところではないかと思えます。

いろいろ都道府県との意見交換などをした中でも感じましたのは、やはりまだ国の方から具体的な中身がほとんど示されていない状態なので、まだ検討もできないというようなところはお意見としていただいています。ペーパーのまとめ方としては、重複している意見は省いて、出ている意見を異なるものを列挙した形になっていますけれども、数量的な面も考えますと、かなりまだ心配だという意見が非常に強いというふうに感じております。

それは、まだ詳細な情報もない状態なので、判断できないということと、やはりさまざまな

民間開放を行うことによって起こるであろう心配なことについては、同じような意見の内容ですけれども、多くの都道府県からご指摘をいただいているというような状況でございます。

まだそういうことで、都道府県の方には具体的な状況、中身としては、前回の研究会のときにお示した基準・条件の論点、せいぜいこのくらいまでの範囲でしか示していない状況でございます。

竹内座長 どうもまだ地方公共団体の調整状況という、調整という段階ではなさそうですね。まだお互いに手探りみたいな感じのところがあって、それはしょうがないと思います。

というわけで、基準・条件についてのお話のところでもう少し加えて、今日は議題がたくさんありますので、次へ行かせていただきたいと思います。

舟岡委員 1点だけよろしいですか。

竹内座長 はい。

舟岡委員 2ページ目の統計局における検討が1つのパイロットモデルになると思いますが、統計局の調査は主に世帯関係の調査です。他省の調査は、厚生労働省を除いて、企業・事業所を対象とした調査でして、検討すべき視点は、世帯を対象とした調査と企業・事業所を対象とした調査では違うと思います。地方からも指摘がありますように、地方統計機構とか登録調査員制度に密接にかかわることですので、ここの研究会の任務を超えていると思いますが、事務局等で各省との連携を密にとっていただいた方が良いでしょうと思います。

竹内座長 それは、政策統括官の方で何か考えてやっているわけでしょう。統計局が音頭をとってやることではないと思うのですが。

舟岡委員 ただ、統計局の実施を参考にしてとか、何かそんな文言はありませんでしたか。

竹内座長 いえ、それは政策統括官の方でまとめるときに、当然統計局のこちらで検討していることは考慮してもらえるのだと思いますけれども。

舟岡委員 なるほど。

竹内座長 統計局が先頭に立って、ほかの省庁を引っ張っていく問題ではないと理解しています。

舟岡委員 ええ。どこが音頭をとるかは別にしまして、何らかの足並みの統一は必要ではないでしょうか。

竹内座長 いえ、それは政策統括官の方でやるべきことのひとつだと思います。そのためにあるようなものです。

舟岡委員 そうしますと、政策統括官室での意見の集約とか検討について、何らかの形でこ



の研究会にもフィードバックがあるということでしょうか。

竹内座長 恐らく、まとまればしていただけたらと思う。ただ、向こうの議論はそこまで進んでいないように理解しているわけですが。

舟岡委員 だから、そのような状況でいいのでしょうかねということですが。

竹内座長 いや、それは我々の責任ではなからう……。

舟岡委員 我々の任務を超えているのですが、地方の立場からしますと、統計調査の今後のあり方についての政府のまとまった見解がないと困ると思います。

竹内座長 それは今わからなければ困ると思います。

舟岡委員 ええ。

飯島課長 すみません。今の点につきましては、政策統括官の方で、現在、各省でまとめた民間委託のガイドラインというのがございますけれども、これの改定を行うために、各省を集めた会議が新たにスタートしたという状況です。そういう中に、恐らく統計局での検討状況も何らかの形でインプットされていくという形になるかと思えます。

竹内座長 いろいろ議題ありますので、どうでしょうか、ここら辺で。

事務局 すいません。先ほどの調査員の方の関係でございますが、ちょっと細かいところはおきまして、ざっくり申し上げまして、1日7,000円弱でございます。

竹内座長 ということのようですから、7,000円弱であれば、フルに時間を使っておって、ちょっと安い気がします。

飯島課長 1日当たりの単価が以上のような形で、あと調査ごとに稼働日数を何日と設定しているか、そこがまた実態と比べてどうかというのがあります。

竹内座長 そんなところのようです。

それで、ちょっと次へ行かせていただきたいのですが、試験調査の結果について、試験調査をやって、その結果はまだ全部出ているわけじゃない。個人企業に関する経済調査の7 - 9月期の調査票が提出されまして、まだその後、10 - 12月期のもありますが、その中間報告ということですが、それについてご報告をいただきたいと思えます。

飯島課長 これにつきましては、資料1に簡単にまとめてございます。

この個人企業に関する経済調査（試験調査）は、連続する2つの四半期で実施をしております、第1の四半期7 - 9月期の調査票の回収状況がまとまりましたので、これについて1枚紙にまとめてございます。

調査A、これは全国くまなく調査する形で実施しているものですが、提出期限がいずれも10

月31日ということになっておりまして、その期限までに回収された、提出期限までの調査票の回収状況ですが、調査Aは93.1%で、これは同時期に、この7 - 9月期の四半期からスタートした本体の個人企業経済調査の回収率は、98.3%という状況です。

それから、各県別に調査を行っているものですが、そこにあるとおりの結果になっておりません。かなりばらつきがあるという状況です。

回収状況ですが、代替も許した形での回収になっております。実際にこの中にどれだけ代替の企業が入っているのかという点、あるいは実際にどのくらい調査票に記入がされているのかということにつきましては、まだ現時点では判明しておりません。まず、提出期限までの回収状況というのは以上のとおりでございます。

竹内座長 ちょっとひどくばらつきあるように見えますけれども、例えば北海道の72.0%というのは、本当に72%しか返ってこなかったというわけではなくて、もっと来ているけれども、まだ一定の期限までに処理が済まなかったような状況だということをち伺ったような気がするのですが、その点ももう少し説明いただかないと、なぜ72%しか返ってこないのかこれは大問題ですから。

飯島課長 提出期限までにきちんと回収できたものがここにある数字でございまして、それ以降も各企業で回収の努力を続けて、結果的には、72%の北海道につきましても、最終的にはかなり、100%に近い数字まで上がってきているということです。

竹内座長 調査Aについては、もう少し上がり得るのですか。

事務局 11月の半ばの状況で申し上げますと、調査Aが97.8%、北海道が99%でございます。それから、本体の個人企業経済調査についても、実は99.2%でございます。

竹内座長 少し上がっているのですね。

それから、京都府なんていうのはもう少し上がるのですか。

事務局 京都府も93.9%でございまして、若干上がってございますが。

竹内座長 若干上がっても、余り上がってないですね。

そうしますと、99%ぐらいまでいくなら、98%でもそう問題はないかもしれないけれども、京都の今92.9%がちょっと上がって93.9%とかいうぐらいだと、これはちょっと問題ではないでしょうか。本体と比べて、少し差があり過ぎるという気がいたしますけれども。

ちょうど本当に中間報告の段階で、そこにありますように、さらに調査対象の代替をどの程度行っているのかとか、調査票に記入がどれくらいされているかというようなこともチェックしませんと、実際の成績はどのくらいになったかわかりませんから、これは今のところ中間報

告としてお聞きくだされば、それでいいのではないかと思います。

どうぞ。

新村委員 今日、実は統計審議会の部会の方で出た質問に関連するのですが、この調査Bも契約主体は総務省統計局でしたね。この5都道府県はどの程度関与したんでしょうか。全然関与しないと、統計局とこの団体との関係だけでやっているんでしょうか。

出た質問というのは、地方自治体の方で民間委託することによって、どれだけ省力化になったかということがわからないかという質問ですけれども、これは統計局が契約していたから、多分そこは全く今回の試験調査ではわからないというふうに思ったものですから、そこは何か検証するようなものは今回の試験調査にあるのでしょうか。

事務局 試験調査Bにつきましては、県との関係では、対象の方からの問い合わせ等が行くことが予想されるものですから、そういった意味で、事前に状況をお伝えして、連携をとることにはしておりますが、県の業務の方の削減効果を見るという観点ではお願いしていないものですから、その情報がとれるかどうかは厳しいかと思います。

新村委員 わかりました。今の確認です。

竹内座長 これは普通の調査の系統とは独立にやったわけでしょう。だから、逆に言えば、普通の本体調査の方は全く変わってないんですね。それにアディショナルにやったわけですから。そういう意味では、都道府県の負担も全く変わってない状況だと思います。

調査Bについては、契約するときには、県とは全く相談なしに、国として契約したわけですね。

飯島課長 ローカルな事業者については参考情報としてはいただいておりますが、入札と契約はすべて国が直接やっております。

竹内座長 なるほど。それでは、その点はよろしいでしょうか。

その次に、世帯を対象とする調査の結果についてということで、これは労働力調査の調査対象となった世帯について、この前、ほかの対象調査についてもやったのと同じような意識調査をしたわけで、その結果についてご報告ください。

飯島課長 資料2に結果をまとめてございます。これも前回の研究会でご報告申しましたけれども、この資料の4ページ以降を新たにつけさせていただきました。

この意識調査、労働力調査の調査対象に対して、調査終了後に追加的にアンケートによって行ったものですけれども、この意識調査の回答と本体の労働力調査の回答とをマッチングして集計をしたものが、4ページ以降の表に入っている数字です。

ただ、この意識調査の方は、各世帯に1枚ずつアンケートをお送りしておりますけれども、労働力調査の方は個人単位の調査です。そういうことで、この意識調査の結果は、労働力調査の対象となった世帯の個々人の総意とみなして、同一世帯内の世帯員の意識はすべて同じであるという仮定のもとでマッチングをした数字になっておりますので、その点、ご容赦いただきたいと思えます。

意識調査としては、3,219世帯回収しておりますけれども、それを労働力調査の世帯人員でいきますと、7,612世帯員という形で集計をいたしました。

まず、表の8が就業構造別の結果ですが、縦に「就業状態」「就業者」「完全失業者」「非労働力人口」と表側に並べておりますが、これが本体調査の方の記入内容です。それに対して、表頭、右の方に「どちらでもよい」「都道府県」「民間」「分からない」とありますが、今回の意識調査の方の記入内容で、これをクロスしたものです。

横に見ていきますと、構成比、括弧内に数字がありますが、ほぼどの就業状態の世帯員についても、横に見ていきますと、ほぼ構成は同じですが、若干完全失業者のところはほかの就業状態とは違った数字になっているというような状況です。

それから、表の9は、「都道府県が良い」と回答したものについて、その理由を複数回答で聞いておりますが、就業者、完全失業者、非労働力人口とクロスして集計したものです。

表の10は、「民間が良い」という回答をしたものについて、同様に就業状態別にクロスをとったものです。

それから、次の5ページが、表頭の方は先ほどの表の8と同じで、「どちらでもよい」「都道府県」「民間」「分からない」という表頭で、表側の方が、表の11は年齢階級別のデータ、それから表の12は職業別のデータ、それから次の6ページになりますが、産業別のデータ、それぞれクロスして集計しております。これを見た限りでは、それほど大きな特徴はあらわれていないのではないかと考えております。

とりあえず意識調査と労働力調査の主要項目との単純なクロス表で、まだ十分な分析まではできておりませんが、簡単な集計ということで、ご報告をさせていただくものです。

以上です。

竹内座長 何か質問はございますか。

ざっと見たところでは、いわゆる有利な差はどのような分野についてもなさそうに見えますので、大体の意見分布というのはそんなところかなという、一般的な意見分布でいえば、それで済むのかなという感じがします。

質問がございませんでしたら、次の4番、基準・条件についてというところについて、少しご議論をいただく必要があるんじゃないか。これまでもいろいろ少しはご審議をいただいていると思いますので、お願いします。

この問題について、それを詳しく詰めていくためのいわば専門ご意見を伺いたいということで、専門委員の方にもお願いしたことでありますので、少し議論していただきたいと思えます。

では、また説明をお願いします。

飯島課長 それでは、資料3につきまして説明させていただきます。

これは前回の研究会で4ページまでは同じものを出させていただきましたが、今回、新たに最後の2ページ分を追加して、改めて議論の材料にさせていただきたいと思えます。

簡単に最初から説明いたしますと、民間開放に当たっての基準・条件ということで、基本的な考え方としては、民間開放しても、従来と同様にデータの全国的な統一性、精度の確保、統計調査への正確性・信頼性の確保、これを図っていく必要がある。ただ、一方で、創意工夫が発揮できるような、民間事業者を余り制限しないように留意することも必要だと、そういう考えでまとめていく必要があるということです。

基準・条件として取りまとめる内容ですが、大きく3つ考えたいと思っております、1番が入札の内容、それから2番が契約の際の内容、3番として実施事業者の監督・モニタリングといったものが考えられると思っております。

2ページですが、まず入札の内容ですけれども、履行能力のない事業者の参入を防止するために、どのような資格要件事項を定めたらよいか。また、入札の際にどういった総合評価事項を定めるべきかということで、資格要件、総合評価事項として考えられるものを大きく4つ、そこに挙げてございます。下の表にそれぞれ検討事項、留意点・論点、それから表の一番右の欄ですが、検討の素材として考えられるものの例ということでまとめさせていただいております。

最初のものが、調査員の質や量に関する基準。2つ目が調査実績に関する基準。類似の事業の実施経験などを含めて。それから、3番目が業務を実際に実施する上での体制に関する基準。

としては、その他、事業者の状況に関する基準。信用度のようなものも含めて何があるか。それから、表のところには としてもう一つつけてございますが、 から の中で、どれを資格要件事項として、どれを総合評価事項とするかというのがもう一つの論点としてありますということを書かせていただきました。詳細は前回も説明いたしましたので、省略させていただきます。

きます。

次の3ページですが、2番として契約の内容ですが、対象業務に求められる質として、まず(1)として、対象業務の「質」についてどのような水準が求められるかということで、まず質としてどのような指標があるのか。それから、2番目として要求水準の設定の仕方、として要求水準の考え方とございますが、質の指標としては、考えられるもの、一番表の右にございますが、回収率、代替率、拒否率、あるいは記入の内容からいきますと、未記入率、誤記入率、こういったものが例としては考えられるかと。

それから、として、それではこういう指標について、どのような要求の水準を設定すればいいのかということで、それも問題点としては、近年、調査環境の変化ということで、年々調査環境が厳しくなっているということ。それから、地域性ということがありますが、現状としては、かなり都市部と地方でばらつきがあるといったものがありまして、一番右の欄にありますが、水準設定の判断材料としてどんなものが考えられるのか、直近の実績と過去の実績をミックスするとか、全国平均と地域の実績をミックスするとか、そういったものが例として考えられるのではないかと思います。

それから、要求水準の考え方ですが、必達目標型にするのか、努力目標型にするのかということ。それで、目標を上回った場合に報酬を増額し、また下回った場合に減額するとか、あるいは極めて低い水準となった場合に、違約金等に対応するとか、いろいろなやり方が考えられるのではないかとこのことをまとめています。

それから、4ページですが、(2)として、実施事業者がその他講じるべき措置として、契約に盛り込むべきことは何かということ、そこにも から まで掲げてございますけれども、としては、秘密の保護、調査票の適正管理について、それからとしては、調査結果の適正な取り扱いについて、 は調査の切りかえや実施期間について、 は再委託について、それから として、表の方には必要な情報の提供等ということで、モニタリング以外の観点から、どのような情報や報告を求めることが必要であるかということが論点としてあろうかと思えます。

次に、5ページですが、ここから新しい中身になりますけれども、3番として、実施事業者の監督・モニタリングについて、事業者の適切な履行を担保・確保するために、こういった監督・モニタリング方法が考えられるか、こういった事項を規定すればいいかということ。仮に不履行があった場合にこういった対応をとるかということで、考え方として2つ書いております。

として、監督・モニタリングですが、これは契約内容に盛り込んだ事項の履行を担保・確認するための手段であるということで、契約内容に盛り込んだ事項に関し、事後的に測定可能かどうかという点、それから履行期間中に対応すべき必要性・緊急性がどの程度あるかという点に応じて、適切な措置を設定する必要があるだろうと。

それから、2番目としては、不履行時の事業者への対応について、その程度とかりカバリーの可能性に応じて適切な措置を設定する必要があるだろうということで、表の方には大きく2つ、(1)と(2)と分けてございますが、まず(1)として対象事務と質、これについて、例えば回収率、未記入率、代替率、拒否率、こういったものについて、監督・モニタリング、こういった形で行うのか。

例えば、回収率、未記入率については、提出された調査票から、これは客観的なデータを測定できるだろうと。ただ、メイキング等のおそれがあるため、履行期間中または事後的なチェックが必要であろうということで、例えば調査対象への直接の確認等が考えられると。

それから、代替率、拒否率ですが、この報告というのは、基本的に受託事業者のデータに依存する形になると。代替前の配布・回収率等の報告を求めることが必要かどうか、あるいはメイキングを防止するためのチェックはどの程度必要であるか。それから、受託事業者側には過小申告する誘因があるため、その防止措置をどういうふうに工夫するかといったようなものが論点になるうかと思えます。

こういったものについて、一番右の欄ですが、不履行時の対応についてとございますが、何か問題が起きた場合、例えば履行途中でリカバリーできるものについては、受託事業者にできる限りの努力をさせる必要があると。リカバリー不可能な、あるいは無意味な場合には、損害賠償、違約金等の対応が必要だと。後者の場合、適切な金額設定を検討する必要があるだろうと。それから、少なくとも全面的な不履行にあるのか、あるいは不十分でも履行分のデータが活用可能な場合なのかと、これを分けて検討する必要があるだろうと。

それから、一番下の欄ですが、誤記入率、調査対象からの信頼性、スケジュール等ということとありますが、誤記入率の測定管理はどこまで見る必要があるか。それから、調査対象からの信頼性等の検証についてどうするか。例えば、アンケートの実施とか、苦情件数をカウントするとか、いろいろ考えられるかと思えます。

こういったものにつきましても、一番右の欄ですが、不履行時の対応ということにつきましても、測定管理が難しい指標になりますので、厳しい制裁を科すことは難しいのではないかと。信頼性等も、甚だしく信頼を損なったといった場合以外、厳しい制裁を科すことは難しいので

はないかというようなことを書いております。

それから、最後の6ページですが、(2)として、履行すべき措置ということで、それ以外の事業者の履行すべき措置がいろいろございます。としては、秘密保護、調査票の適正管理というものですが、これについては、履行期間中のそれぞれの場面を通じて適切な措置が講じられるよう、モニタリングの措置を工夫する必要があるだろうということ。それから、調査終了後もカバーする担保措置が必要だろうということで、不履行の場合、違約金等で厳しい措置をとる必要があるかどうか。不履行が1件でも生じれば、直ちに対応が必要だろうというようなものを書いております。

それから、として、調査結果の適正な取り扱いということで、民間事業者からの報告だけでは、不正があったかどうか把握できない可能性が高いということで、どういった実効性のある措置が考えられるかということです。これも、不履行の場合には、違約金等厳しい措置をとる必要があるか。

それから、その他として再委託の是非等と書いております。再委託の制限を守ったかどうか、こういったものは比較的観察が容易ではないかということで、不履行時の対応については、契約内容に応じて検討すればよいというような形でとりあえずまとめております。

以上、民間開放の基準・条件、資料3という形で、検討の材料としてまとめたものを説明させていただきました。

竹内座長 この民間開放の基準・条件という文書そのものの意味は、これは地方公共団体が民間事業者に民間開放したときの各条件ということですね。

飯島課長 今考えておりますのは、地方公共団体が法定受託事務として入札をして、業者と契約をして、事業者を監督・モニタリングすると、そういう一連の事務につきまして、これも法定受託事務の一つということで、法定受託事務の処理基準という形で、ある程度国としてあらかじめ提示していく必要があるだろうということを書いてあるものです。

竹内座長 そうということですね。そうすると、監督をすべき主体は、いわば委託事務を受けた地方公共団体なわけですね。

飯島課長 はい。契約は、地方公共団体と民間事業者が行うものを想定したものです。

竹内座長 そうすると、例えば統計の質の審査というような部分で国として、また統計局として絡むことはないのですか。

あるいは、国の側は、委託をして結果が返ってきたら、それをただ受け取るだけというアクションなんですか。



衛藤局長 私が見るに、今回のこの資料は、実査の段階での地方公共団体と民間の事業者の関係ということで、前提条件がある程度限定的になってしまっていますが、2つほど根本的な問題があるのではないかと思います。

1つは、普通、国が何らかを民間にお願いする場合、例えば納期の問題が当然あります。いつまでに納品してもらって、また会計などの担当職員、検査職員というのが一定検査をするわけです。この統計調査の場合どうなるのかと。一応、地方でもこういうことが必要ではないかという話ですね。

特に、納期、時間的な問題についていえば、やはり経常調査と周期調査で別の話があると思います。統計の場合は、毎年毎年、公表時期は何月何日だとありますね。

竹内座長 やっていますよね。

衛藤局長 だから、その納期設定とか検査がすごくストリクトになると思うんですね。だから、その辺を今後どうするかという問題が1つ。

それから、もう一つ、今、先生がおっしゃっているように、国なり、また地方、そこの行政的なマネジメントの問題として、例えば国の立場でいえば、やはりリスク管理というんですか、ここの前提は、ある程度安定的な状態を想定しているのですが、当然不可抗力のような自然災害とか、また人災のような問題もあると。そういった危機管理の問題です。そういったリスクマネジメントのことだとか、質的な検査のことになってきますと、この話をかなり超えることになってくるので、もう少し前提条件を広げて整理をしておかないといけないと感じます。今日お示したのは、地方における民間との実査の段階の話ですので、また勉強しなくてはいいませんが、差し当たりそういう前提で動いているということで理解していただきたいと思います。

竹内座長 これは地方と民間の関係が前提にあるということを皆さんにも理解いただきたいということが1つあって、つまり地方と民間の関係で、今さっきの危機管理じゃありませんけれども、必ずしもこういべき理想にならないかもしれないというときに、国としてどういうアクションをとり得るのかということも考えておかないといけない。例えば、そういうことはないかも知れませんが、地方の民間団体のやり方が余り適切じゃなかったというようなことがわかったときには、国として、それをまた上から関与できるのかということもないと、全部地方に丸投げして、とにかくデータくださいともらった後だけこっちでやりますというわけにはいかないだろうという気もするんですね。

衛藤局長 おっしゃるとおりです。

竹内座長 ですから、そういうこともいろいろあるけれども、その辺の議論はもうちょっと先である必要あるかもしれないということを一応前提にした上で、この限りでのご議論が何かありましたら、お願いしたいと思いますけれども。

それから、逆に言えば、今度は監督とかモニタリングとか、いろいろな点について、非常に細かく決めてしまって、あとは地方自治体がそれに従うだけであってという方法がいいのか、地方自治体の側で少しいわばイニシアチブを発揮して、一番効率的なモニタリングをするようなことをする余地を残しておいた方がいいのかという問題もやはりあると思うのですね。

それこそ箒の上げ下ろしまで全部決めておいて、そのとおりやってくださいということにするのがいいのか、しかるべく形で監督して、結果をいい質のデータを出してもらえば、それでいいということになる面もあるかもしれませんね。

先ほど最初に、「その際、創意工夫が十分発揮できるよう、民間事業者を過度に制限しないよう留意することも必要」とありますけれども、創意工夫が十分発揮できるよう、地方公共団体の行動を過度に縛らないことが必要ということもあるかもしれないと思うのですが、そこはもちろん過度に縛らないことが必要ということであって、本当に自由に何でもやってくださいというわけにはとてもいかないと思いますから、それはちゃんと条件・基準をつくる必要はあると思うのですが、やっぱり過度にという問題は、地方自治体に対する指示についてもあり得ると思いますよね。

衛藤局長 難しいと思いますが、全国一律、統計理論なり標本理論に基づく一律性の話と、先生のおっしゃるように、マネジメントとしての効率性なり創意工夫という按排はしなくてはいけないと思います。

だから、理論的にはちゃんと一律性、統一性は担保されているけれども、もちろんそういう中でも、やり方としての自由度はありますよ、というのは、まだこれから考えなくてはいけないと思うのですが。

大橋委員 そこは、私はこう考えるのですが、つまりこの統計調査の民間開放というのは、かなりもう成熟している段階ではなくて、これから始めるという段階ですし、また、かつ地方自治体自体にも、国からきめ細かな指針的なものを示していただきたいというニーズがかなり高いという.....。

竹内座長 今のところそうですね。

大橋委員 そういう現状から見ると、私はできるだけ細かい内容のものを自治体に示してやるのが正しい方向ではないかと思うのですが、次第になれてきた段階だったら、もう自治体に

お任せスタイルでもいいと思います。

舟岡委員 質をきちっと維持することが重要だと思うのですが、ここでは契約内容で対象事務に求められる質として、回収率や代替率と並んで、未記入率、誤記入率というのが考えられる指標として掲げられていますが、回収率については、おおよその目標としての回収率を提示するのはいいと思いますが、未記入率や誤記入率については、一定の範囲におさめるというよりも、未記入があったり誤記入があったら、照会をかけるのが通常じゃないかと思います。そういう措置をきちっと盛り込むのかどうか。

都道府県、市町村では返ってきた結果を見て、未記入、誤記入があったときには、改めて照会をかけている。民間に委託するということになりますと、民間の事業者が同様に行うことになりませんが、そこについては、きちっと条件を詰めておいた方が良さだろと思う。

それから、先ほど竹内先生がおっしゃったことと関係しますが、回収した結果について、ロジックチェック等により、エディティングの段階で明らかに誤りとか、でたらめな回答が判明したときに、その結果を受けて、何もアクションがとれないというのは、まずいだろと思います。

もう一点、3の実施事業者の監督・モニタリングについてですが、違約金等のペナルティを高くすれば済むという話ではなくて、ペナルティが大きくなればなるだけ、実施事業者は、監督した結果について、みずから不都合があった場合、何らかの形でそれを表にしないでおこうという誘因が働くわけでして、実施者が実施事業そのものについてみずから監督・モニタリングするということで、本当に期待される効果が上げられるんだろか疑問です。実施事業者とは別の主体が監督・モニタリングにかかわる方が実効性があるのではないのかと思われるのですが。

竹内座長 監督・モニタリングというのはだれがやるのですか。

舟岡委員 これだと、実施事業者がみずから行うような内容になっていますが、そうではないのですか。

事務局 その点は、事業者にやらせるべきものと、契約主体たる地方自治体がみずからモニタリングする部分と、両方あると考えております。

舟岡委員 でも、そこはきれいに区分しませんと問題です。恐らく地方がモニタリングする部分はどんどん増えていくと思いますが、きちっとした監督を行うということを企図しますと、それは地方の負担にもなりますので、その作業を再委託できるのかどうかは実効性に関わります。

竹内座長 つまり、この5ページのところに出ているので、監督・モニタリングについてということの中で、代替率と拒否率のところ、代替率、拒否率の報告は、基本的に受託事業者のデータに依存するとか、いろいろなことが書いてあるのですが、その前のところは、回収率、未記入率の中で、それから提出された調査票から客観的なデータを測定可能とする。ただし、メイキングの恐れがあるので、履行期間中または事後的なチェックが必要と書いてあるのですが、この場合の履行期間中または事後的なチェックというのを受託事業者にやらせるわけにはいかないですね。これは外からやらなければほとんど意味ないんで、あなたが今やっていること、自分がやっていることが正しいかどうか、自分でチェックしてくださいというのは、全く無理な話で、そんなことは成り立たないのですから、この辺は多分、監督すべき地方自治体が何らかの形でそのシステムをつくる必要があると思います。

舟岡委員 でも、下に受託事業者側には過小申告する誘因があるため、その防止措置を工夫する必要と記されています。

竹内座長 そうそう。過小申告する誘因がある。その誘因がある当人にやらせてはだめだ、これは。

遠藤専門委員（代理） よろしいですか。

竹内座長 ええ。

遠藤専門委員（代理） 監査の方の話で申しわけないんですけども、今、内部統制が非常に話題になっておりまして、法人の内部統制が話題になっております。その中の考えですと、今とちょっと違いまして、基本的には、ここでいうと実施事業者が自分のところでリスクを完全に把握して、実施事業者の中で、まず一義的に内部統制、実施事業者としてのモニタリングを含めた内部統制をやる体制というのを明示しておくべきだと。我々監査人の方は、実施事業者がそのとおり監査をやっているかどうか、モニタリングをやっているかどうかをチェックする。

どういう効果があるかといいますと、従来、この内部統制の話がなかったときは、今おっしゃられたとおり、私どもが、外部監査人として内部統制のフローチャートを書いたり、チェックをしていましたけれども、今は会社の方にやっていただいています。やっていることが適正に行われているかどうかを確認するというので、我々の監査項数を減らせるのですよね。

そういう意味で、先ほどの最初のアンケートにもありましたけれども、全体のコストという面がもし、基本的には地方公共団体の方で監督義務が出てきてしまうと、項数は余り変わらないんじゃないかというご意見もありましたけれども、入札の条件の中で、内部統制というよう

な言い方をさせていただきましたけれども、その整備及び的確な運用というのが条件の中に入って、スタートでそこだけをちょっとチェックするような形にしておけば、いわゆるモニタリングという項数自身を減らすことができるのではないかなと。

竹内座長 おっしゃられることは適切なお指摘で、つまり契約の中にも、ちゃんと実施事業者がやるべきモニタリング、例えば言ってみれば、調査員が実際には行かないのに、行ったふりしてメイキングして出すというのは、これは実施事業者でチェックできることですよね。これは実施事業者の関係でも調査員がやっているわけですから。そういうことをちゃんとチェックするシステムというものを実施事業者につくらせると。それをちゃんと報告してもらうということは多分必要だと。

ただ、恐らくそれでもただ文書でそれを出しただけではだめで、やっぱりそれはそのとおり行っているかどうかを現実に出て行って監督するという必要はあると。

遠藤専門委員（代理） そうですね。それを確認するというテーマの方が、直接すべてモニタリング行動するよりは、地方自治体、監督するサイドにとっても、項数は減るんじゃないですかという。

竹内座長 それは当然そうだと思いますね。地方自治体が事後調査といっても、本当に調査員一人一人チェックして、おまえ本当に行ったかということをやるというところまではやるのはちょっと大変ですから、もちろん非常に問題がありそうだったら、それはやる必要あるかもしれませんが、少なくとも今おっしゃることは当然で、だからやっぱりここにはもう少しそのことを、実施事業者に契約書の中でチェックシステムを入れるべきだということと、それをさらにモニターすることと二段階になるわけですね。

遠藤専門委員（代理） そうですね。その方が、地方自治体、監督者、我々のサイドからいうと、監査するサイドとしては楽になったなというところが現実問題としてありますので、同じような感覚を持っていただけるのかなという認識はちょっとします。

舟岡委員 よろしいですか。

竹内座長 はい。

舟岡委員 例のメイキングの不祥事が発覚した件ですが、メイキングについては、受託の調査会社も絶えずチェックしていたはずですよ。

竹内座長 あのときにね。

舟岡委員 でも、通り一辺のチェックをしても、メイキングについて全く見抜けなかった。何故、発覚したかといいますと、たまたま調査委託者が客体にお礼のはがきを送ったときに、

それに対する回答として、我が家は全くそんな調査は受けていませんという回答があって、そこから発覚して、調べ上げたら、ずるずると出てきたという経緯があります。幾ら仕組みができてきているからといって、そこについてうまく機能しているかどうかを外形的にチェックしても、本当にモニターしたことにはならないのではと懸念されます。

遠藤専門委員（代理） 今のお話ですけれども、我々のサイドからいいますと、仕組みができていたとは判断しないですね。要するに、例えば売掛金などですと、残高確認といって、僕ら、直接一部やります。まず会社が全部やります。その中身を会社が分析します。あとは、我々がまた直接やりますよね。ということは、実施事業者としてのメイキングに対するモニタリングの手続というものが十分ではなかったのではないですか。

いや、僕が今実質的に、もし私が実施業者だとしたら……。

竹内座長 ちょっと特種なところがあって、多分、実施事業者としての一応のモニタリングシステムがあっても、あれはかなり、もう少し上の方にかかわると思う。つまり、個々の調査員がメイキングをやったなら、ばれると思いますが、もう少し違うシステムとかあったわけでしょう、やることについて。

遠藤専門委員（代理） 個々です。

竹内座長 個々だけれども、1人特定の人だけじゃなくて、かなりそういう複数の人が組織の中に入り込んでいるところまでちょっと腐敗があったような感じがあるから、難しいですね。個人として。

ただ単に、つまりアルバイトの人が何か不正しただけじゃないところがあって、ちょっとそれはなかなか発見しにくい面もあったと思うのですよ、実施事業者として。

ですから、それは腐敗というのはいろいろな可能性があるもので、簡単にはできませんけれども、さっきおっしゃったように二段階をやる。それから、もう一つは、やっぱりランダムには、全くぱっと急にチェックするという必要はあるかもしれませんね、そういうシステムは。

遠藤専門委員（代理） 通常ですと、我々の方は会社に依頼をします。

それから、1つ確認させていただきたいのですが、今回、事業者、民間に委託する業務というのは、基本的には、ある意味ではそれほど、もちろん調査の種類によってパターンはあるのでしょうかけれども、基本的には調査依頼資料の配布、それから収集、もちろん収集の中には督促を含む収集という……。

竹内座長 ええ。設計とか、あとの事業の処理というのは、集計というのは全部役所の方でやると。

遠藤専門委員（代理）　ということですよ。としますと、我々の感覚からいきますと、比較的、先ほどちょっと申し上げました内部統制は、それぞれのところで出てくるリスクをまず考えて、そしてそのリスクに対してどう対応するかという方向からいくのですが、そうしますと、例えば今回の調査でいえば、配布、それから再調査を含む収集が適切に行われないというリスク、それからあと収集されたデータが、適切でないデータが収集されるというリスク、それから収集されたデータが不正利用される、または漏えいというようなリスクに対して、どういった対応が行われればいいのかと。それがまたプロセスが細分化されて、対応が行われればいいのかと。それが、割と何か実施事業者にとって、割と名実的に画一的なものをつくれるのではないかなと勝手な考えで考えましたので、先ほどちょっとおっしゃられたように、実施事業者の方にメイキングを防ぐために必ず何件直接手紙を出して回答をとれとか、割とそれが画一的なパーセンテージが変数によってさばかれるのではないかなというような印象も持ちましたので。

竹内座長　つまり、統計調査の民間開放、市場化というのは、もっと広げるという可能性もあり得るんですけども、今のところは、今、遠藤さんがおっしゃったような範囲が前提になっていますので。

遠藤専門委員（代理）　そうしますと、そのリスクの中で、今ここに挙げていただいたような適時適切に統計情報を配布、収集できるかということについては、まず会社自身、事業体自身が継続的に安定的に運転できというのは、やっている最中につぶれては困りますねとか、そういうものがあれば大丈夫ですね、あとは調査員の方の資質が十分なものがあれば大丈夫ですねとか、いわゆるリスクに対するコントロールという表現をさせていただいておきます。

ここには、それがコントロールという形でぱっと出てきていますので、それが十分なのかどうかという評価にもなるのだと思うのですが、大丈夫なんじゃないかなという、そういう感じでまとまって、我々、それだったら理解しやすいなというところがあります。

竹内座長　なるほど。わかりました。ご指摘の点はよくわかりました。ちょっと論理を整理していただいたら結構だと思いますけれども。

新村委員　全然違うことでいいですか。

ちょっと余りこれまでの体制、法定受託事務の体制も知らないのですが、そこにも処理基準はあるのですよね。そこで、例えば回収率に各市町村に目標達成率かなど出しているのかどうか。要するに、これと同じような条件を課しているのかどうか教えていただきたいと思ったのです。

むしろ調査員の体制の整備とか、そういうような外形的なところで結果を担保するだけであって、結果に対する目標達成というようなことは必ずしも要求してなかったのでしょうか。

竹内座長 その辺はどうでしょうか。

飯島課長 具体的に何%という数字は提示しておりません。逆に、もうできるだけ我々の気持ちとしては、100%になるように努力してほしいと……。

新村委員 結果的には100じゃないですよ、調査。

竹内座長 でも、委託事務の場合は、委託しっ放しだったら、後はもう増やさないんじゃないかと、非常に成績が悪ければ、もっと何とかしてくださいということは途中で言えるわけでしょう。

飯島課長 それは、個別にそういうところがあればですね。

新村委員 そうすると、違反とか処理基準ができなかったとか、そういうのに対する罰則のようなものはなくて、むしろ体制を整備することと、国と地方との関係の中で、結果的には何とかなるというようなのがこれまでの法定受託事務であったという理解でいいですか。

竹内座長 それでいいんじゃないですか。法定受託事務って、何も地方自治体と国と契約するわけじゃないですから。

新村委員 でも、一応法律を介して受託しているわけですから、似たような関係ではあるわけ……。

竹内座長 だけど、今は、法定受託事務が本当に契約関係になってしまったらどうなるかというのは大問題だと思います。実際は契約関係じゃないですよ。だから、逆に言えば、地方の側からも、それは無理ですよということも言えるし、国の方からは、もっとやってよということも言えるわけだけれども、もし契約的にぴちっと決めるんだったら、今度は地方自治体からそれできませんというのは、拒否することも、自由もないというような塩梅ですよ。

新村委員 ちょっと私が思ったのは、地方自治体からすれば、これまでどおり法定受託事務で処理するか、民間に委託するかというのは選択肢の問題で、オプションだと思うのですが。こちらだと制約がなく、こちらだと制約があるというのは、何か変かなと思ったもので。

竹内座長 いやいや、そういう意味じゃないと思いますよ。法定受託事務で地方自治体が引き受けた上で、それをさらに民間に出すかどうかの話で、国との関係は基本的には変わらないのだと思います。

新村委員 今度の仕組みはですね。

竹内座長 今度のときは、民間開放ね。



新村委員 だから、そのやり方について、地方の側に選択権があるわけですね。自分がやるか……。

竹内座長 だから、自分がやるか何かであって、国との関係じゃない。地方の側に国から引き受けた事務を遂行するについて選択権が生ずるということ。

新村委員 そうですね。そうすると、自分がやるときには制約はないけれども、暗黙のうちにあったと理解するんですか。

竹内座長 もちろん暗黙のうちにはあったと思いますよ。

新村委員 高い回収率というようなものは。

竹内座長 いや、だからそういう意味でいえば、何%にすべきかということは、地方の側が決めたっていいわけですよ、民間に対してね。

新村委員 そうですね。

竹内座長 だけれども、それをばらばらに決められては困るから、そういう主張を明示的に決めるならば、こういうふうにしてくださいということを、やっぱり国として出さざるを得ないということだと思いますね。

だから、そういう意味では、こういうのをつくってくださいというのは、別に地方自治体に対する義務をそれで改めて課したということでは、多分、法理論的にはそうではないのだと思いますね。改めてというか、今までと違って課したということではなくて。

新村委員 そうだとすると、本当は原則としては、地方が勝手にお決めになって、それで法定受託事務の成果として提出してよいかどうかというのを勝手にお決めになることかなと今、ちょっと思いました。

竹内座長 本来それでも構わないと思います。

新村委員 そうすると、余り禁止とか義務とかいうことじゃなくて、あくまでもガイドラインでしかないのかなと思ったのですが。

竹内座長 ただ、ガイドラインだけれども、やっぱりそれが余りいい加減なこと、低くされでは困るから、多分私が思うには、こういうのはこういう基準としてやってくださいというときに、それ以上を地方自治体は決めても構わないと思いますよ。

例えば、回収率を95%にしてくださいというようなことを一応の基準として出しまして、地方自治体が今度、実際に委託するときに、契約内容では99%にしてくださいというのをつくっても、それは構わないと思います。

新村委員 それは全然問題ないですね。だから、ガイドラインなんですね。

竹内座長 そういう意味では、これは契約についてのガイドラインであって、ということでしょう。別に強制的な基準ではないと私は思います。

新村委員 そうすると、ペナルティだとか、そういう議論がちょっとナンセンスになってくるなと思ったものですから。

竹内座長 いや、ペナルティもなるべくつくってくださいということだけであってね。

新村委員 そうですね。

竹内座長 こちらがペナルティを科すわけではもちろんない。

新村委員 ないわけですね。

竹内座長 国としてペナルティは科せない。

新村委員 そうですね。

竹内座長 国は契約の主体じゃないですから。

新村委員 そうですね。わかりました。

松島専門委員 よろしいでしょうか。

竹内座長 はい、どうぞ。

松島専門委員 今、内部統制システムのお話は、非常に適切なお話だと思ったのは、基本的に今までやっていた業務というのは、専門の調査員というのは、ある程度の人的なレベルが高いということで、地方自治体が委託をして、その人の顔が見えて委託しているので、中には問題のある人もいるのでしょうかけれども、基本的信頼性の担保を人と人との関係で行っているというのを、民間委託をすとなれば、違うことにしなくては行けないと。

これは全くそのとおりだと思うんですが、ISOとかプライバシーマークというのは、私のクライアントもいろいろ取っているときにも、いろいろアドバイスをしたりしているのですが、必ずしもこの業務そのものにぴったりというわけではないので。恐らく非常に重要な国が行っていた業務を民間に開放するのではありますけれども、今、座長がお話しになったように、ある意味では単純なことだけを委託するわけだから、これに固有な起こり得る不正だとか問題点というのをやっぱり専門家集団が出して、そして、それに対しては、どういう内部統制を確立すれば割合とうまくいくのかということは示してあげないと、新しい業者が参入しても、うちのところはこういうもの、プライバシーマークがありますよというだけでは、何も保証されないという気はしますね。したがってそこはガイドライン的なところで示していく必要があるのではないかというのが1つあります。

もう一つは、やはりこういうようなある部分を外部に委託すると、これは民間会社でもみん

なそうですが、例えばマーケティング部門はみんな委託しますよね。ところが、私のクライアントさんもいろいろありますが、委託を受ける市場会社がありますが、基本的にはマーケティングなものですから、そこで問題が起きたとしても、委託をする業者としては、存立には全然かわらないんです。

例えば、有名なブランドメーカーが顧客管理をやらせると。全部外部に任せるんですよ。だけれども、これが何かあっても、もちろんその場合で情報漏れがあったらということでのしょうけれども、非常にブランド価値が高いと、情報漏れがあるから、私はあのブランドはやめますというようなお客さんはいないんで、多少業務が滞ったりするのですが、今局長がおっしゃった納期だとかリスク管理の点からいえば、そこは多少変な業者で、半年だめであっても、かえたりしていけば、本業に全くかわらないと。

だけれども、国勢調査とか、ここのそのための局の部分の調査部分というのは、単純業務かもしれないけれども、非常に根幹にかかわると。それから、今年の年度統計を半年おくれて出すわけにはいかないということになってくると、単純ではあるけれども、非常に納期にリスク管理があると。だから、その2つの調整をどうやって図っていくかというのが1つ重要なことというふうに考えております。

もう一つ、大橋委員がおっしゃられた責任問題で、私も法律家と呼ばれたんで、その辺に関しては、また機会があればまとめてもいいとは思っておりますが、今日の議論を聞いて、責任というふうに考えたときに、やはり責任問題は整理しておいた方がいいと思います。そうしませんと、ここに返ってくる責任だとか、民事上の責任とかいろいろなものがごっちゃになると、論点が拡散してしまいますので。

私が今考えているのは、行政主体としての責任、行政責任と言ってもいいと思います。それは、国家的な統計業務を遂行する責任の最終責任はもちろん統計局にある。国家的統計です。もう一つは、ただ委託はしているから、地方自治体主体としての行政責任という、行政主体としての責任というのはその2つあって、恐らく行政主体間の責任の分担というのは当然あって、けれど、最終的には問題が起きた場合には、国の統計をやっているわけですから、統計局が行政責任の最終責任を負うのではないかと。

それとはまた別に、今度は契約責任というものが新たに生じますよね。契約責任というものは、今議論があったように、受託業務を行う地方自治体が、契約の当事者になるのは地方自治体。それが民間業者として契約を締結すると。そうすると、契約責任というものがあって、契約上の債務不履行、民事上の責任ですので、損害賠償とか契約解除。だから、それがもう一つ

あります。

それから、それと全く別の観点からいくと、今度は調査対象者からのいろいろデータの悪用とか、秘密の漏えいとか、そういう観点の責任があるので、それは調査対象者からの不法行為責任追及という形で、責任といった場合には、行政主体としての行政責任、それから契約責任、それから不法行為責任という3つの次元があると。

不法行為責任の追及に関しては、国賠ももちろんあるでしょうし、業者に対する責任としては、民法709条、あるいは業者を使っている者としての自治体に対する国賠もあるし、あるいは民事上の責任もあるかもしれないということで、これは調査対象者が起こすことですので、全面的にこの段階で把握することは不可能ではあると思いますけれども、その3つの次元の責任はあるので、契約のモデルをつくる際には、そのことを加味した上で、全体の設計に関しては、行政責任を負う国は、最終的に金銭負担を業者にさせたとしても、統計の責任というものは国が負うわけですので、そこはちゃんとその責任がとれるような体制を、スキームとしてはつくっていくというような感じでちょっと私はとらえてはおりますので。

竹内座長 法律上の整理はそのとおりだと思います。不法行為ということについては、単に民法上の責任だけじゃなくて、統計法違反ということがあるんですね。

松島専門委員 統計法もありますね。

竹内座長 これは刑事上の問題にもなりますから。

松島専門委員 なるほどね。

竹内座長 ですから、そうすると、その場合には、それを一体だれが告発するのかという問題もあります。

松島専門委員 統計法の刑事上の責任があるということですね。

竹内座長 ちゃんと罰則がついている。

松島専門委員 なるほどね。

大橋委員 この民間開放の基準・条件というものの、この紙が自治体に渡されるガイドラインだとすると、私は2つの点を指摘しておきたいと思いますが、1つは、このページでいうと、5ページの実施事業者の監督・モニタリングというのが2ページにわたって書いてありますが、この書いてあることはすべて、監督なりモニタリングの中身的なことを書いているんですね。どんなことをチェックしなさいよという。ところが、もう一つ重要なことがあって、では監督・モニタリングするための手段として、どういう方法をとるんですか、とりなさいということをお知らせしてやらなければならない。

だから、例えば監督・モニタリングするために、受託者の事務所に立入検査、場合によってはしなさいよとか、あるいはそのために、そのことを契約上明記、根拠をはっきりさせておきなさいとか、あるいは定期的に事業所から報告をとるようにしなさいというような手段的なこともこの基準・条件に書いておかなければならないということ、そういう注文を申し上げておきたいということ、それが1つ。

それから、もう一つ、これは私もどっちがいいのかよくわかりませんが、モニタリングをやって、例えば質の評価をするわけです。その評価の中立性、公正性を担保するために、自治体の中にこのようないわば一種の評価をするような組織を置いて、そこにモニタリングした結果をかけて、そしてモニタリング・監督の公正性、中立性を担保する必要性はないかどうかということなんです。

竹内座長 つまり、契約の当事者だけでは、悪い言葉を使えば、なれ合いが起こる可能性もあります。どこか第三者でもないけれども、何かそこはちょっと離れた機関がちゃんと見ることができるようにしておくということですね。

大橋委員 はい。先生がおっしゃったように、つまり民間受託者が何らかの調査を実施して、その結果を評価するのは、モニタリングするのは発注者の側なんです。

竹内座長 ええ、そうです。

大橋委員 それで、発注者の側が、ある意味では独断と偏見でやらないという保障はないんで、それは特に受託者の立場から見ると、中立にやってくださいよと。私は一生懸命やったのに何ですかと。発注者の評価というのはいい加減ではないかと。

竹内座長 つまり、それは大橋さんがおっしゃるように、そういう意味で厳しい方に行く可能性もあるし、逆に緩い方に行く可能性もあるしということですよ。

小川委員 ちょっと今のところですけども、5ページのところの不履行のときに、違約金というのが、損害賠償とか何回も出てくるんですけども、どうも先ほどの話があったように、統計調査はぶっつけ本番で、それでやり返しがもうなかなかきかないわけで、そういう点で、違約金を取っても、ダメージは非常に大きいわけです。何か違約金だけで解決できる問題じゃなく、かえって違約金を取ることを前面に出した場合に、やる方としては払いたくないから、ますますマイナスの方になってしまう可能性もあるし、ここのところの取り扱いは、もうちょっと考えた方がいいんじゃないかなという感じがするので、違約金だけで果たしてうまくいくかどうかとい気がするんですけども。

事務局 ちょっと事務局から補足させていただきたいんですが、ここで書いた違約金という

ニュアンスですが、1つは金銭的な賠償という意味もありますが、もう一つは、金銭的な違約金を科すということによって、業者の不正行為を抑えようというか、懲罰的な意味を込めて、非常に大きな違約金みたいなものを科して、業者の適正な履行を担保できないかと、そういうような視点も込めて書いていまして、違約金をもらった国の方は満足と、そういう意味ではないと思います。

竹内座長 それは、懲罰的な意味の違約金を取るということにすると、今度はそれに対する、今度は苦情申し立てに対して、またそれに対する処理のシステムをつくっておかないと、ちょっと面倒なことになりそうな気がするんですね。今度は、途端にまた民事裁判になって。

つまり、なぜかという、懲罰的なことをするときには、やっぱり契約の一方の当事者がそれをするのではまずいわけです。それはやっぱりある意味で審判というものは、第三者的なものがやらないといけないことになるので、ですから、その辺はやっぱり違約金をいわば罰金的に、普通の意味の例えば何か物をおさめたら、その物が役に立たなかった。だから、その物の代金は払わないよというような違約金なら、それはいいんで、その限りでいいわけですが、今の場合それじゃ済まないわけでしょう。

統計調査はだめな分だけ返せという話では当然済まないわけで、統計はだめになってしまったやつはどうしようもないですから。しかし、それに対して、統計がだめになったために、これだけ大変なんだから、これだけ罰金を科すといっても、そんなことは受け入れられないと契約を受けた当事者が言えば、当然これは法的な紛争になりますから、その辺まで考えておかないと、ちょっと違約金の問題は難しいと思いますね。逆を言えば、やっぱり罰金なんか科さないで済むようなシステムをつくらないと。

松島専門委員 違約金では、おもしろいというか、興味深い話が実はありまして、これ、何か議事録が全部載るからあれなんですけれども、ある業者が、情報が漏れたので、1件500円の商品券を……。

舟岡委員 ありましたね。

松島専門委員 ありましたね。ある企業が、それはかなりデータ漏れが多数だったものから、500円を掛けても、大変多額なお金になったんですね。ただ、その業界は、商品の特殊性で売るというよりは、やはりそういう信用性とかだったものから、そういうことで経営者が決断をして、そのお金がどれだけかかったか、私、詳しくは今、記憶はしていませんけれども、相当多額なお金で違約金的にやりました。

そうすると、みんなが1件500円ルールみたいなものになりまして、何でもかんでも個人情

報が漏れたら、1件500円だと。そうすると、私のクライアントで、そういうデータ処理する会社がありまして、もう到底これは引き受けられないと。自分たちのどんなリスク管理をしても、もしかしたら不良社員が出るかもしれないと。そして、その中で膨大なデータが来てしまうと。自分の会社で管理しない膨大なデータを渡しておいて、1件漏れたら500円と、これじゃ到底業務が成り立たないということで、大分紛糾して、あれも考えないと、いろいろな局面で意味があるお金だったんでしょうけれども、裁判を起こして、1,000円とか、そんな裁判も出たりはしているんですが、そういうのを一律なまたルールにするのも変なんですね。

だから、実損が出て、その実際の損害賠償とはまた別な違約罰的なものを科すのがいいかどうかというのは、また議論された方がいいし、業界の意見も聞かないと、そんなことがあるから、やはり手を挙げないとかいろいろな、先ほどの内部統制とも絡むのかもしれないけれども、そこは考えた方がいいかなと思っています。

もう一つ、私は違約罰よりも危惧しているのは、どうしても民間に開放した場合に、天災が長期に続くときには、全国的にこの年の統計はそういう意味では問題があるということになるんでしょうけれども、会社のマネジメントの失敗とか、長期にわたる調査において、途中で解除条項、あるいは契約の終了条項を発動する事態が生じたとき、これは民間との契約責任の責任追及としてはいいですし、それは契約当事者として県が攻められることはないのんでしょうけれども、その部分で統計業務が滞った場合の行政責任というのが生じますよね。

ですから、契約をどれだけ立派につくっても、先ほど私が申しあげましたように、民間ですと、マーケティングは常時やっているんで、別に3月末までに終わらなくていいわけなので、二月ぐらい遅れても、あるいは公共事業でも、大体竣工が遅れるのは当たり前なんで、それはいいんでしょうけれども、統計だけはそういうわけにいかないというときには、私も法律家として関与して、それなりに全部漏れなくつくったとしても、最終的な行政責任を回避するための何らかの手だてということは、何か講じておきませんか、契約上の責任は追及したと。だけれども、統計が一部欠落したということがないような措置というのはどうしても必要になると。それは入札制度にも反映させていきませんか、あるいは、そういうときにはもう代替的に、入札じゃなくて、何かできる制度をつくっておくか、何か考えておきませんか、そこはリスク管理になるんじゃないかと思うんですね。

竹内座長 どうぞ。

土屋委員 民間開放をする一つの一番の目的というのは、民間の工夫性とか、創意工夫を使うということだと思うんですけども、仮にいい工夫ができたとしたら、その創意工夫は誰の

ものになるのでしょうか。例えばある統計調査を民間業者に委託して、その民間業者が例えば回収率が100%になるすばらしい方法を考え出したとしますと、統計をつくる側からすれば、その方法をほかのところにも使いたいわけです。しかし、報酬だけで、ほかにインセンティブがなければ、民間業者としては、創意工夫を考えるメリットがないわけです。ですので、民間業者からすれば、自分たちの創意工夫ということで持っておきたいのではないかと思うのですが、こちらの統計をつくる側からすれば、そういった創意工夫を考えてもらえば、それをほかの例えば都道府県とか、ほかの統計でも使いたいというのがあると思うのです。そういった考えてもらった創意工夫というようなものは、どこの所有というか、ものになるのかというか、そういったものはどうなのか。

竹内座長 それは、創意工夫というのがどういうところに、レベルにあるかわからないですが、けれども、1つは、もちろん非常にいい質のものを出したときに、報償金というようなものを考えるというのが1つありますね。しかし、それはあくまでのそこだけのもので、新たに創意工夫として別に何かあっても、それはまた特許とはちょっと違うから、国で買うということもできないし、あるいは、逆にいいことをやっても、民間はそういうやり方の方は黙っているということもできるわけですね、自分のものとして。しばしばほかの分野ではあることで、いい製品をつくって、どういうふうにしていい製品つくったか言わないでいて、いい製品だけ高く売っているのが普通でしょう。それで、特許か何かでそれははっきりすることはありますけれども、今の場合も、そこはやっぱりあの会社はうまくマネージをやっているよということはあるけれども、それを直接はっきりさせることは現実には難しいんじゃないですかね。

衛藤局長 基本的には創業者利得みたいな話だと思いますね。だから、そういうメリットを持っている会社は、契約を更新し続ける可能性があります。

竹内座長 官がずっと依頼するということですね。

衛藤局長 そういう組織が拡大、全国拡大するという流れなんでしょうね。

竹内座長 信用が高くなれば、あそこの会社に頼めばいいということがわかって、だんだん受託が増えてくるとか、いろいろなことはあると思いますけれども。

衛藤局長 そのノウハウを行政に集め、オープンにし、各地方に順次伝播させることはありえるかもしれません。

竹内座長 実質には難しい。

松島専門委員 すみません。ちょっと法律家としてでなくて、一般的な質問をさせていただきたいのですが、今、この民間開放ということで動いてきているんですが、先ほど事務局から



調査員の日当が1日7,000円弱でやられていると。これは、考え方によっては、全国的な広範の調査をする際に、ある意味では民間の力をずっと使って、たまたま臨時の地方公務員という、あの人は地方公務員だったのかと私は今思いますけれども、でもそれは名ばかりであって、実際は普通の自治会長さんとか、そういう人たちを活用してやってきたわけですよ。しかも、そういう単純業務しか民間開放しないというわけですから、これは本当に素朴な疑問なんです。どっちが安くできるんですかといったときに、その部分を民間に開放して、成り立つ話なんですかというのは、ちょっと素朴な疑問ではあるんですけども、今でさえですね、非常に安くやっているのかなと思ったものですから。

竹内座長 これは私の全く主観的な感覚からいいますと、今まで安くやれたと。それは、つまりそういう自治会の人に頼んだり、また頼まれた方も、必ずしもお金のことでなくて、いろいろプライドだとかいう使命感を持ってやっている方が多くて、だから本当にプロの調査員さんはもっとかかると思うんですね。

ただし、私はもう一つ、では今までの方が安いなら、今までのままの方がいいんじゃないかというのが実はだんだん成り立たなくなってきた、大体、調査員の方も高齢化しているし、自治会とかいっても、今、自治会も必ずしも全部組織しているわけじゃなくて、近くにもよくありましたけれども、何かけんかして分かれてしまったとかというようなことが起こってしまったりするので、なかなか満足に成り立たなくなっていることが背景にあると思うんですね。

松島専門委員 なるほどね。

竹内座長 今までの調査員の方は、そういう意味では、いわば使命感とかプライドを持ってやっておられるということはそうだけれども、でも経験も積んでおられるけれども、また逆に、調査員としての本当のプロとしての調査員は、それなりにまた高いけれども、1日の日当が2倍あっても、2倍以上の仕事ができるというようなこともあり得ると思います。今のところ、まだちょっとそこまでいってないと思いますけれども。そういう意味では、ここで調査員の日当の基準は、仕事に対してのこれだけくらいの、これで仕事は幾らとやっても、別に調査員は幾らにしなさいというようなことは、むしろ国の方から決めない方がいいと思いますね。

松島専門委員 なるほど。

竹内座長 それを決めたら、それはちょっと、と思います。

必ずしも、当面のコストからいえば、私は民間開放してコストが下がるとは思いません。下がることをもし目的に民間開放したら、これは質の面で非常に危ないと思います。だけれども、それなら民間開放しなければいいんじゃないかとは言えないのは、今までのやり方はもたなく

なっているというのがやはり1つあると思うんです。

この基準の話は全部終わっているわけじゃないですね。またこの次も議論したい。

では、その他のことについて何かありますか。

飯島課長 それでは、今日、お手元にもう一つ、委員会限りの資料をつけさせていただいております。ページ数が多い資料でございますが、科学技術研究調査における民間競争入札実施要項の案ということで、これは科学技術研究調査、これは来年実施する調査から民間開放するというので、準備を進めているものでございまして、国直轄で郵送で行うものでございまして、この入札実施要項につきましては、今、内閣府の監理委員会と協議をしているところでございまして、まだ今後、内容的には変わる可能性のある途中のものでございますので、委員限りとさせていただきます。参考までに、今日は配布させていただきました。

前回、もう少し概要的なものをお配りしましたけれども、もう少し、前回、まだペンディングになっていた部分につきましても書き込んだ形で、案としてまとめつつあります。

それで、構成は大きく変わっておりませんが、例えば4ページのあたりから具体的な業務の中身が書いてございます。(2)といたしまして、委託業務の内容ということで、調査票の送付と回収、これは督促です。それから、照会対応と。これらが業務ということで、具体的な業務内容はイに書き込んでおります。

それから、次の5ページの(4)に、業務に当たり確保されるべき質を挙げております。これは、最終的に一連の業務を通じて以下の回収率を達成することというのを確保されるべき質ということで挙げております。これ、直近の科学技術研究調査の実績値と同じものをここに入れてという形で、とりあえず現時点の案として作成しております。

それから、5ページの下、3のところから、民間競争入札に参加する者に必要な資格、これは既定のものをいろいろ挙げております。

それから、実際の落札者の決定方法というのは、6ページの一番下の5のところから具体的に書いてございまして、項目としては、必須の項目と、それから加点の項目という2つで行うと。総合評価落札方式によって行うということで、個々のいろいろな項目について、そこに挙げてございます。

具体的な配点の仕方につきましては、9ページの(2)に評価方法ということで書いてございまして、実際、細かい内容につきましては、後ろの方の別紙2という表をつけてございますが、ここに評価項目とそれぞれどれが必須でどれが加点項目か、加点の場合の配分点も含めて、表としてつけてございます。

あと、10ページに戻りますが、契約により民間事業者が講ずべき措置ということで、いろいろ秘密保持等を含めて、基本的なものをつけてございます。こういった中に、再委託の問題、あるいは契約の解除等についての話といったものもつけてございます。

それから、14ページのところに実績評価ということで、この業務の実施状況についての評価、調査について書き込んでございます。

あと、後ろの方にですが、別紙3ということで、従来の実施状況に関する情報の開示というのをあわせてつけることになっておりまして、こういった資料もつけて、要項として準備をしていきたいと思っております。

まだ途中段階のものでございますが、概要、以上でございます。

竹内座長 5ページの回収率ですけれども、大学等100%、非営利団体で99%、それはいいのですが、企業等が回収率79%。80%というのは、標本調査の部分はそれでいいと思いますが、全数調査の部分が80%ではちょっと困ると思います。

今までの経験からすると、全数調査の回収率はかなりあって、100%ではないですけれども、最近ちょっと見ていますから知っているんですけれども、80%よりはかなり高いんですね。標本調査の方がもう少し低いので。例えば、この中に括弧して、「ただし全数調査の部分については95%以上」とかというのは必要ではないかと思うのですが。

あれは、大規模なところは全数調査で、小規模やその他、周辺的な部分は標本調査でやっていて、標本というのは、抽出率が非常に低いところもあるし、いろいろあります。標本調査で回収率が余り高くないところは、大体構わないんですけれども、全数調査は事実上パネルデータになっています。同じ客体がずっとやっていますから、そういう場合に、データが抜けたら非常に重要な証拠が落ちますから、ここはやはり全数調査のところはかなり正確にとってもらわなければいけないということを1つ申し上げたい。

もう一つ、特にこの科学技術調査について、受託者が特定の企業と関連がある場合、例えば、財閥系のどこかがこれを受けたら、その財閥系の会社に情報が流れるのではないかとということで、ほかの系統の会社は警戒するようなことが起こり得ると思って、そのあたりはどう考えますか。

別に、そういう会社が受託したら、必ず自分の系統の会社の方に情報を流すだろうというようなことを言っているわけではありません。仮にそういうことが起こると、途端に他の系列の会社はこれは嫌だと思ふかもしれないという問題が起こると思います。その辺をどうお考えですかね。

つまり、入札してしまってから、その企業の資格ではなくて、名前の上からまずいのではないかなどというようなことを言えません。どうですか。その辺はどうなのでしょう。

事務局 この調査の民間委託の場合、少なくとも19年度については、調査票の中身を受託業者がそのまま受け取って、見るという形になっておりません。

竹内座長 全然見ないことになっているということですね。

事務局 督促とか照会対応の部分を担当するというようになっておりまして、直接調査票の中身を見ることはありません。

竹内座長 中身は見るができないようになっているから、今回は大丈夫。

事務局 大丈夫かと思えます。

竹内座長 今回は調査票の回収は郵送で、直接統計局へ来るから問題ないわけですね。ただ、その辺は非常に明確に書いておいた方がいいと思います。

ですからこの場合はそれでよろしいということなのですが、今後、他の調査の場合には、その問題が起こりそうですね。委託業者が調査票の中身に触れることがある場合、委託業者が悪いことをする気はないとしても、疑われる可能性があります。その点は考える必要があると思います。

民間からの委託業者の選択というときに、そういう意味で、利益背反が生ずるかもしれないということはどう考えるかという問題があります。

舟岡委員 今回の業務の主なものは、コールセンター業務になりますね。コールセンター業務で質を評価することについて、考えなくて良いのでしょうか。

民間事業者がコールセンターの利用する際、多少質が落ちて、できるだけコストを安くする方が有利となることが一番困るわけです。コールセンターでも、業者によってレベルが随分違うと思います。そこについて、何らかの評価基準を置かなくて良いのかどうか。受託事業者は、コールセンターを抱えているところもあるかもしれませんが、抱えていないところは、コールセンター業務については再委託するという形をとらざるを得ませんね。

竹内座長 コールセンターに当たるものについての実施要項の中にどこかあるんですか。

事務局 事務局から補足申し上げますが、別紙2のところに、評価表を先ほどごらんいただいたかと思いますが、その中に基本的な組織体制とか、設備・環境とか、研修のカリキュラムとか、そういった質についての評価事項を盛り込んでおりまして、そういった基準に基づきまして、業者を入札の際に評価して、契約することになっております。資料2の別紙2でして、5番の設備・環境というところで、業務に必要な場所及び設備等を用意しているかということ

を必須項目としておりまして、先生がおっしゃるのは、多分このところかなと思います。こういった環境を持っていなければだめということです。

舟岡委員 コールセンターを有しているのが対象の受託業者ということになりますね。

飯島課長 あと、実際のモニタリング的なものとしては、11ページのところに書いてございますけれども、調査ということで、1つのこれも考え方として、アで、民間事業者への電話を適宜行うということで、実際に統計局の方から照会をかけて、対応状況について確認をするという形でのコールセンターの質の確認を行うことを想定しております。

松島専門委員 今のコールセンターは、再委託の13ページの項目では、全部を一括して再委託はだめだけれども、一部について再委託を行うことは想定されているようにも読めます。コールセンターがないところが、コールセンターをこう利用してやりますという企画が上がってくることは考えられるのかなと思います。

竹内座長 その場合でも、どういうところに再委託して、それがどういう設備を持っているかというふうなことは、あらかじめ示さなければいけないということですね。

松島専門委員 ということですね。

竹内座長 適当なところをこれから見つけますではだめということでしょう。

飯島課長 それと、補足的にもう1つ申し上げますと、この業務、確かにコールセンター的な業務もあると思いますが、いかに督促を効果的にかけていただいて、最終的に十分な回収率を確保していただくかということがポイントです。我々の方では、最初にはがきで督促をして、その後、また調査票等を送って、最後に電話ということになっていますけれども、そのあたりは事業者の創意工夫にお任せして、効果的な督促のやり方を考えていただいて、結果的には回収率を上げていただく工夫をしていただきたいと思います。

新村委員 これは入札の要件だと思うのですが、契約上、この回収率はどういうものになるのですか。違約金が発生するというような必須の契約条項になるのですか。そんなことできるのか疑問ですが。

飯島課長 現時点ではそこはまだ考えておりません。監理委員会からもそういうような指摘、考えた方がいいのではないかと指摘をいただいているのですが、結論は出ていません。

竹内座長 自動的に違約金が取れるような形に契約するのは難しいと思います。

新村委員 難しいですね。

竹内座長 そろそろ時間ですので、終わりにしたいのですが、何かぜひにということがございますか。

事務局から何かありますか。

飯島課長 次回、既に開催日の方はご案内申し上げていると思いますが、12月15日の金曜日の午前10時から、同じこの会議室で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、1月、さらにそれ以降の日程につきましては、また改めて個別にご都合を伺わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

竹内座長 では、今日はこれで終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。